

特定非営利活動法人サポートめぐみ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人サポートめぐみという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者・障害者・在宅療養者及びその家族介護者に対して、地域社会に根ざした介護及び生活支援分野に関する事業を行い、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく訪問介護事業
- ② 介護保険法に基づく第1号事業
- ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- ⑦ 介護保険法に基づく訪問看護事業
- ⑧ 介護保険外の生活支援サービス事業
- ⑨ 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送事業
- ⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日常生活自立支援事業
- ⑪ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」

という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会で選任された理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

（構成）

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものと同みなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するもの

とする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、主たる事務所に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	建石 恵
副理事長	足立 薫
理事	田村 誠一
監事	原田 守

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 7 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 7 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

附 則

この定款は、平成 21 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この定款は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 31 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和 7 年度事業計画書

法人名称 特定非営利活動法人サポートめぐみ

1 事業活動方針

・本事業年度は、以下の事業をさらに安定させ確実に実施するためにコンプライアンスを遵守して活動をおこないます。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 介護保険法に基づく訪問介護事業

(内容) 高齢者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 80 名の高齢者宅

(従事者数) 480 名/年

(受益対象者数) 800 名/年

(支出見込額) 35,120,000 円

② 介護保険法に基づく第 1 号事業

(内容) 高齢者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 24 名の高齢者宅

(従事者数) 480 名/年

(受益対象者数) 240 名/年

(支出見込額) 3,512,000 円

③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(内容) 高齢者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 120 名の高齢者宅

(従事者数) 54 名/年

(受益対象者数) 120 名/年

(支出見込額) 17,560,000 円

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(内容) 障害者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 18 名の障害者宅

(従事者数) 400 名/年

(受益対象者数) 180 名/年

(支出見込額) 7,024,000 円

⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

(内容) 障害者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 18 名の障害者宅

(従事者数) 400 名/年

(受益対象者数) 180 名/年

(支出見込額) 526,800 円

⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

(内容) 障害者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 18 名障害者宅

(従事者数) 400 名/年

(受益対象者数) 180 名/年

(支出見込額) 87,800 円

⑦ 介護保険法に基づく訪問看護事業

(内容) 高齢者宅及び障害者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある高齢者宅及び障害者宅

(従事者数) 12 名/年

(受益対象者数) 0

(支出見込額) 0 円

⑧ 介護保険外の生活支援サービス事業

(内容) 高齢者宅及び障害者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある合計 17 名の高齢者宅及び障害者宅

(従事者数) 400 名/年

(受益対象者数) 168 名/年

(支出見込額) 402,050 円

⑨ 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送事業

(内容) 高齢者宅及び障害者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある合計 12 名の高齢者宅及び障害者宅

(従事者数) 24 名/年

(受益対象者数) 120 名/年

(支出見込額) 878,000 円

⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日常生活自立支援事業

(内容) 高齢者宅及び障害者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある合計 2 名の高齢者宅及び障害者宅

(従事者数) 12 名/年

(受益対象者数) 12 名/年

(支出見込額) 43,900 円

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項 通常総会 7月、10月 理事会年1回

(2) 事務局体制 事務局長、事務スタッフ1名

令和 8 年度事業計画書

法人名称 特定非営利活動法人サポートめぐみ

1 事業活動方針

・本事業年度は、以下の事業をさらに安定させ確実に実施するためにコンプライアンスを遵守して活動をおこないます。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 介護保険法に基づく訪問介護事業

(内容) 高齢者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 90 名の高齢者宅

(従事者数) 500 名/年

(受益対象者数) 900 名/年

(支出見込額) 38,610,000 円

② 介護保険法に基づく第 1 号事業

(内容) 高齢者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 30 名の高齢者宅

(従事者数) 500 名/年

(受益対象者数) 300 名/年

(支出見込額) 3,861,000 円

③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(内容) 高齢者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 140 名の高齢者宅

(従事者数) 65 名/年

(受益対象者数) 140 名/年

(支出見込額) 17,589,000 円

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(内容) 障害者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年

(実施場所) 戸塚区内の登録のある 20 名の障害者宅

(従事者数) 400 名/年

(受益対象者数) 200 名/年

(支出見込額) 7,069,920 円

⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

(内容) 障害者宅での生活をサポートする。

(日時) 通年
(実施場所) 戸塚区内の登録のある 20 名の障害者宅
(従事者数) 400 名/年
(受益対象者数) 200 名/年
(支出見込額) 557,700 円

⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

(内容) 障害者宅での生活をサポートする。
(日時) 通年
(実施場所) 戸塚区内の登録のある 20 名障害者宅
(従事者数) 400 名/年
(受益対象者数) 200 名/年
(支出見込額) 94,380 円

⑦ 介護保険法に基づく訪問看護事業

(内容) 高齢者宅及び障害者宅での生活をサポートする。
(日時) 通年
(実施場所) 戸塚区内の登録のある高齢者宅及び障害者宅
(従事者数) 12 名/年
(受益対象者数) 24 名/年
(支出見込額) 133,850 円

⑧ 介護保険外の生活支援サービス事業

(内容) 高齢者宅及び障害者宅での生活をサポートする。
(日時) 通年
(実施場所) 戸塚区内の登録のある合計 2 名の高齢者宅及び障害者宅
(従事者数) 400 名/年
(受益対象者数) 180 名/年
(支出見込額) 566,280 円

⑨ 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送事業

(内容) 高齢者宅及び障害者宅での生活をサポートする。
(日時) 通年
(実施場所) 戸塚区内の登録のある合計 24 名の高齢者宅及び障害者宅
(従事者数) 24 名/年
(受益対象者数) 240 名/年
(支出見込額) 1,716,000 円

⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日常生活自立支援事業

(内容) 高齢者宅及び障害者宅での生活をサポートする。
(日時) 通年
(実施場所) 戸塚区内の登録のある合計 2 名の高齢者宅及び障害者宅

(従事者数) 12 名/年
(受益対象者数) 24 名/年
(支出見込額) 205,920 円

3 事業実施体制

- (1) 会議に関する事項 通常総会 7月、10月 理事会年1回
- (2) 事務局体制 事務局長、事務スタッフ1名

令和7年度 活動予算書

2025年8月1日から2026年7月31日まで

法人名称:特定非営利活動法人サポートめぐみ

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	合計
1 経常収益		
1、受取会費		
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
受取会費小計	0	0
2、受取寄付金		
受取寄付金	0	0
受取寄付金小計	0	0
3、受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
横浜市補助金	0	0
受取民間助成金小計	0	0
4、事業収益		
介護保険事業収入	64,000,000	64,000,000
障害者総合支援事業収入	8,700,000	8,700,000
他事業収入	1,700,000	1,700,000
事業収益小計	74,400,000	74,400,000
5、その他収益		0
受取利息	10,478	10,478
雑収入	0	0
その他収益小計	10,478	10,478
経常収益計	74,410,478	74,410,478
2 経常費用		0
1、事業費		0
1) 人件費		0
給料手当	40,000,000	40,000,000
賞与	2,500,000	2,500,000
法定福利費	7,000,000	7,000,000
通勤費	1,000,000	1,000,000
福利厚生費	350,000	350,000
人件費計	50,850,000	50,850,000
2) その他経費		0
広告宣伝費	800,000	800,000
会議費	100,000	100,000
旅費交通費	350,000	350,000
リース料	1,000,000	1,000,000
通信費	1,780,050	1,780,050

	消耗品費	600,000	600,000
	交際費	150,000	150,000
	修繕費	500,000	500,000
	水道光熱費	400,000	400,000
	地代家賃	4,100,000	4,100,000
	減価償却費	500,000	500,000
	保険料	350,000	350,000
	諸会費	40,000	40,000
	租税公課	4,000	4,000
	研修費	100,000	100,000
	業務管理費	1,500,000	1,500,000
	支払い手数料	250,000	250,000
	支払利息	430,000	430,000
	雑費	1,350,500	1,350,500
	その他経費計	14,304,550	14,304,550
事業費計		65,154,550	65,154,550
2, 管理費			0
1) 人件費			0
	役員報酬	5,400,000	5,400,000
	給料手当		0
	法定福利費		0
	福利厚生費		0
	人件費計	5,400,000	5,400,000
2) その他経費			0
	保険料	350,000	350,000
	管理諸費	1,500,000	1,500,000
	支払手数料	20,000	20,000
	その他経費計	1,870,000	1,870,000
管理費計		7,270,000	7,270,000
3,経常費用計		72,424,550	72,424,550
	当期経常増減額	1,985,928	1,985,928
3経常外収益			0
1、固定資産売却益			0
	固定資産売却益	13,459	13,459
	経常外収益計	13,459	13,459
4経常外費用			0
経常外費用			0
	経常外費用計	0	0
	税引き前当期正味財産増減額	1,999,387	1,999,387
	法人税、住民税及び事業税	△ 50,000	△ 50,000
	当期正味財産増減額	1,949,387	1,949,387
	前期繰越正味財産額	7,808,026	7,808,026
	次期繰越正味財産額	9,757,413	9,757,413

令和8年度 活動予算書

2027年8月1日から2028年7月31日まで

法人の名称:特定非営利活動法人サポートめぐみ

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	合計
1経常収益		
1、受取会費		
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
受取会費小計	0	0
2、受取寄付金		
受取寄付金	0	0
受取寄付金小計	0	0
3、受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
横浜市補助金	0	0
受取民間助成金小計	0	0
4、事業収益		
介護保険事業収入	70,000,000	70,000,000
障害者総合支援事業収入	9,000,000	9,000,000
他事業収入	3,000,000	3,000,000
事業収益小計	82,000,000	82,000,000
5、その他収益		0
受取利息	10,478	10,478
雑収入	0	0
その他収益小計	10,478	10,478
経常収益計	82,010,478	82,010,478
2経常費用		0
1、事業費		0
1) 人件費		0
給料手当	45,000,000	45,000,000
賞与	2,500,000	2,500,000
法定福利費	7,000,000	7,000,000
通勤費	1,000,000	1,000,000
福利厚生費	350,000	350,000
人件費計	55,850,000	55,850,000
2) その他経費		0
広告宣伝費	800,000	800,000
会議費	100,000	100,000
旅費交通費	350,000	350,000
リース料	1,000,000	1,000,000
通信費	1,780,050	1,780,050

	消耗品費	600,000	600,000
	交際費	150,000	150,000
	修繕費	500,000	500,000
	水道光熱費	400,000	400,000
	地代家賃	4,100,000	4,100,000
	減価償却費	500,000	500,000
	保険料	350,000	350,000
	諸会費	40,000	40,000
	租税公課	4,000	4,000
	研修費	100,000	100,000
	業務管理費	1,500,000	1,500,000
	支払い手数料	250,000	250,000
	支払利息	430,000	430,000
	雑費	1,600,000	1,600,000
	その他経費計	14,554,050	14,554,050
事業費計		70,404,050	70,404,050
2, 管理費			0
1) 人件費			0
	役員報酬	5,400,000	5,400,000
	給料手当		0
	法定福利費	249,500	249,500
	福利厚生費		0
	人件費計	5,649,500	5,649,500
2) その他経費			0
	保険料	350,000	350,000
	管理諸費	1,500,000	1,500,000
	支払手数料	20,000	20,000
	その他経費計	1,870,000	1,870,000
管理費計		7,519,500	7,519,500
3, 経常費用計		77,923,550	77,923,550
	当期経常増減額	4,086,928	4,086,928
3 経常外収益			0
1、固定資産売却益			0
	固定資産売却益	13,459	13,459
	経常外収益計	13,459	13,459
4 経常外費用			0
経常外費用			0
	経常外費用計	0	0
	税引き前当期正味財産増減額	4,100,387	4,100,387
	法人税、住民税及び事業税	△ 50,000	△ 50,000
	当期正味財産増減額	4,050,387	4,050,387
	前期繰越正味財産額	9,757,413	9,757,413
	次期繰越正味財産額	13,807,800	13,807,800